

資料 2

亀山市こども計画 新体系による施策一覧表（案）

新体系骨子		新規事業
基本目標（案）	施策（案）	
1・子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します	<p>(1) 子どもとその保護者等の健康支援</p> <p>1歳6か月・3歳児の幼児健康診査において、希望者に対し、臨床心理士など専門スタッフによる子どもの発達に関する相談を実施するとともに、保育所、幼稚園及び認定こども園などの依頼に基づく巡回相談により、子どもの状況に応じた集団生活における支援に関する指導・助言を行い、5歳児健康診査については就学に向けて支援が切れ目なくつながるよう実施方法を検討していきます。</p> <p>赤ちゃん訪問や産後ケア事業などで家庭訪問を実施し、心身のケアや相談、育児のサポートを行うとともに、子育て世帯訪問支援事業に取り組み、子育て世帯の負担感や不安感の解消に努めます。</p> <p>妊娠届出時から赤ちゃん訪問や乳幼児健診などの機会を捉えた相談等を通じ、養育支援の必要性を把握するとともに、早期の支援等の対応につなげます。</p> <p>安全で安心して妊娠・出産でき、産後の育児まで途切れることなく必要な支援が提供できるよう、母子保健機能と医療機能の連携を強化し、体制整備に努めます。</p> <p>全ての妊娠婦に対し伴走型の包括的な相談支援体制を構築するとともに、こども家庭センターにおいて特に孤独感や不安感を抱く妊婦やその配偶者に対し、サポートプランを作成し、サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう取り組みます。</p> <p>子育て世帯の転入に際して、保健師などの専門職による相談対応を行うことで、子育て世帯の不安解消に努めます。</p> <p>妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査や産後ににおける産婦健康診査や産後ケア事業の拡充に取り組む検討するとともに、妊娠・出産に係る精神的な面を含めた健康支援に取り組みます。</p> <p>妊婦教室やパパママ教室を充実させ、出産に向けての知識の普及や体験の機会を提供することで、新生児の健やかな成長に向けた支援を行います。</p> <p>乳幼児の健康保持と様々な課題の早期発見・早期対応を図るために、成長・発達に応じた乳幼児健康診査を行うとともに、未受診者の把握や健康診査後のフォローを行います。</p> <p>子どもの健康管理や疾病予防に関する子育て世帯の不安を解消できるよう、様々な機会を通じた身近な「かかりつけ医づくり」を推進します。</p> <p>感染症の発生・蔓延を予防するため、予防接種費用の助成を行うとともに、予防接種に関する正しい知識の普及による予防接種率の向上を目指します。</p>	←3(5)より移動
(2) 子育て世帯の成長と交流の場の支援	<p>子どもが家庭で過ごす中で、幼児期から望ましい生活習慣を確立することができるよう、「お茶の間10選（実践）」リーフレットなどを活用した家庭教育への支援を行います。</p> <p>ブックスタート、ファミリー読書リレーなど、本を活用した子どもの成長段階に応じた取組による親子の絆づくりを促進します。</p> <p>公立保育所などで提供する給食の紹介、食に関する様々な情報を発信する食育だよりの配布や給食の献立の「亀山公式LINE」での発信などにより、食に関する意識啓発を行い、家庭での食習慣づくりを促します。</p> <p>保育所、幼稚園及び認定こども園などで日常に行われる職員への相談や、地域子育て支援センターでの相談など、保護者の集う施設をプラット・ホームとして多様な相談機関を設け、身近な子育て相談体制を充実し、その周知を行います。</p> <p>子育て世帯が集い、ともに交流することのできる地域子育て支援センターの活動を引き続き進めるとともに、市立図書館でのサテライトの実施など、出前保育の充実を図ります。</p> <p>地域子育て支援センターなど子育て世帯が交流する場所を活用し、共通する話題や悩みなどを持つ子育て世帯同士がつながり、交流を深められるよう、子育てサークル活動の情報提供を行います。</p> <p>子育て世帯の抱える課題の複雑化・多様化により孤立を深めることがないよう、こども家庭センターを中心とした支援体制の充実を図るとともに、必要に応じて重層的な支援が活用できるよう、関係機関との連携を図ります。</p>	←3(5)より移動
(3) 就学前教育・保育施設の充実	<p>子育て世帯の就労状況の変化や就学前教育・保育ニーズの変化に留意し、認定こども園を基本とした施設整備に取り組みます。</p> <p>子どもが安全・安心に過ごすことができるよう、保育所等における空調、トイレのドライ化等の環境改善のための適切な改修等を行うとともに、認定こども園を基本とした施設整備に取り組みます。</p> <p>利用意向の上昇傾向が続く3歳未満の低年齢児について、既存施設や民間機能を活用し、受入規模の強化を図ります。</p> <p>亀山市定員適正化計画との整合を図りつつ、公立保育所、幼稚園及び認定こども園における保育士等の専門職について、計画的な正規化の推進を図ります。</p> <p>子どもを適切に受け入れができるよう、幼児教育・保育を支える必要な人員配置を図ることで、適切な受入体制の確保を図ります。</p> <p>市が利用調整を行なう民間私立保育所等について、低年齢児の安定的な受入規模の確保を図るために保育士確保への支援を引き続き検討します。</p> <p>保育士等の業務負担の軽減を図り、幼児教育・保育の質の向上を図るため、ICTを活用した業務改善を充実するとともに、保育士等の業務負担を支えるサポート職の配置を検討します。</p> <p>子ども一人ひとりの発達の状況や個性を尊重し、一人ひとりに丁寧に向き合う幼児教育・保育の提供に努めます。</p>	←3(5)より移動

亀山市こども計画 新体系による施策一覧表（案）

新体系骨子		新規事業	
基本目標（案）	施策（案）		
(3) 就学前教育・保育施設の充実	「亀山市保幼認共通カリキュラム」や「亀山市保幼認小接続カリキュラム」を活用し、関係機関との連携による切れ目のない一貫した就学前の教育・保育の提供に努めるとともに、小学校を核とした保育所、幼稚園及び認定こども園との交流活動を充実することで、スムーズな小学校への就学につなげます。		
	より良い教育・保育の提供を行うことができるよう、保育所、幼稚園及び認定こども園での自己評価の仕組みづくりを検討します。		
	保育所、幼稚園及び認定こども園において、安全計画に基づく施設や園外環境の安全点検、災害時の避難訓練の実施により、子どもの活動における安全確保のための取組を行います。		
	児童教育・保育の無償化の対象となる特定子ども・子育て支援施設等に対し、質の高い教育・保育が提供されるよう、三重県との連携の下、必要な働きかけを行います。		
	子どもが地域の人々と交流しつつ、保育所、幼稚園及び認定こども園を取り巻く豊かな自然、歴史資源を身近に感じながら豊かな体験ができる活動に継続的に取り組みます。		
	「 <b>ファミリー読書リレーの実施や、市立図書館との連携によるかめやま電子図書館の活用により、子どもの読書習慣づくりを推進します。</b> 」	←学童期へ移動	
	子どもの健全な発達のため、給食関係者が情報交換を行い、地産地消に努めるとともに、バランスの取れた季節感のあるおいしい給食の提供に努めます。		
	子どもの成長段階に合わせた4段階の離乳食や一人ひとりの状況に配慮したアレルギー除去・代替食の提供に努めます。		
	保・幼・認・小が <b>一体となった連携</b> し、児童教育・保育研修会を行うほか、研修の機会を確保するなど、明確な目的を持った計画的な研修を実施します。		
	C L M（チェック・リスト・in三重）を有効に活用して保育士等への支援体制を充実させ、個々の子どもに向き合った支援力の強化を図ります。		
	教職員指導員の配置により園内研修の充実を図り、児童教育推進員とともに、定期的巡回指導によって保育に関するアドバイス等の機会を増やすことにより、保育の質の向上及び指導力の強化に努めます。		
	休日保育について、今後のニーズを把握し、実施体制の確保に努めます。		
	病児・病後児保育の実施に向けて、具体的かつ実現可能な手法の検討を行い、事業の早期実現を目指します。		
1. 子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します	(1) 教育環境の充実	外国につながる子どものいる家庭において、小学校での生活や学習の仕方等、学校の仕組みについて学ぶ機会を提供するとともに、中学校においては、進学等の進路選択の幅を広げ、多様な学びの機会が得られるよう取り組みます。	
		日本語指導拠点校を指定し、通訳や外国人児童生徒教育支援員を配置することで円滑な学習支援や保護者支援に努めるとともに、 <b>多言語での文書作成等</b> に努めます。	
		円滑な就学につなげられるよう、就学前教育・保育とつながりのある小学校教育が展開されるよう、亀山市保幼認小接続カリキュラムの実践を図ります。るとともに、教育と福祉との連携による相談・支援体制の充実を進めます。	
		「 <b>ファミリー読書リレーの実施や、市立図書館との連携によるかめやま電子図書館の活用により、子どもの読書習慣づくりを推進します。</b> 」	←1-(1)-(3)より移動
		全ての子どもの学力保障がなされるよう、対象者のニーズを把握しながら学習支援事業の充実を図ります。るとともに、夜間中学生籍生徒への就学支援を行います。	←後半は3 (1)へ
		G I G Aスクール構想等に基づき整備された I C T環境の維持、機器の更新等を行い、学校教育活動の質の向上につなげます。	I C T機器の整備
	(2) 豊かな心と体づくり	児童生徒が安全・快適に学習・教育活動を行えるよう、亀山市学校施設等長寿命化計画に基づく適切な施設改修及び特別教室等への空調設備の計画的な整備を進めます。	学校環境の整備・施設整備
		一人ひとりの自己肯定感の向上と確かな学力の定着に向け、AI型教材の活用を図ります。	学力向上
		スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用しながら、学校や教育支援センターを中心とした総合的な相談体制の充実を図ります。	
		学校給食の調理体制を継続的に確保し、食物アレルギーを持つ児童生徒にも対応した安全・安心な学校給食を提供するとともに、地産地消等による食育を推進します。	学校給食・食育推進
	(3) 安心して学ぶことのできる環境づくり	スポーツ競技力の向上を目指し、ジュニア世代を含めた競技者の全国大会等への出場を支援することにより、ジュニアスポーツの活性化を図ります。	ジュニアスポーツの活性化
		市文化会館を基点とした学校へのアウトリーチ活動等により、子どもの豊かな創造力や感性を育むため、文化芸術に触れる機会の充実を図ります。	文化芸術に触れる機会の充実
		保護者や地域住民の参画による学校運営体制の整備や特色ある学校づくりを通じて、学校と地域が連携・協働する学校運営体制を強化し、地域に信頼される学校の実現を目指します。	学校と地域の連携の取組強化
		家庭、学校、地域において、青少年が安全かつ心豊かに成長できる社会環境づくりに取り組み、青少年の健全育成を図ります。	青少年健全育成関連事業
		人権教育の推進といじめや問題行動の未然防止の取り組みや早期対応により、すべての児童生徒が安心して教育を受けられる環境を確保します。	いじめ対策

亀山市こども計画 新体系による施策一覧表（案）

新体系骨子			新規事業
基本目標（案）	施策（案）		
（3） 青年期	（1）若者の家庭づくりへの支援	将来の健やかな妊娠や出産につなげるため、早い段階から正しい知識を得て、健康的な生活を送れるよう、性別を問わずプレコンセプションケアを推進します。  若年者が地元企業に就職し、働き続けたいと思えるよう、市内企業や学校等と連携し、企業を支える人材の確保を図ります。	
2 子どもの健やかな成長を応援します	（1）子ども・若者の権利の保障	オレンジリボン運動などを通じた、子どもの人権に関する市民と地域の役割意識の醸成を図ります。  子どもに関わる園などの職員への研修や人権出前講座の開催など、さまざまな場面において人権意識の醸成を図るとともに、互いに支えあいながら生活する「共生」の意識づくりに努めます。  子どもの権利条約等子どもの権利に対する理解や啓発に取り組むとともに、保育所等関係、学校関係の代表者や人権に関わる団体の代表者、市の関係部局等が連携し、一人ひとりの権利が尊重される社会の実現に向けて取り組みます。	雇用促進  「子どもの権利」の普及啓発
	（2）多様な居場所の確保	地域のコミュニティなどの身近な場所において、様々な世代がふれあう交流や、子どもと子育て世帯が地域行事を通じて地域の伝統文化などに気付く機会づくりを促進します。  児童健全育成活動の拠点となる児童センターを更に利用しやすい施設とするため、ニーズに合わせた活動の実施や施設の整備を進めます。  対面でのコミュニケーションや外出が難しく、生きづらさを抱える人と社会とのつながりづくりに向け、個人を特定されず参加できるオンラインの居場所・相談の機会を進みます提供します。  学校内に不登校、 <b>不登校傾向にある</b> 児童生徒のための居場所をつくり、多様な学びを保障するなど、不登校児童生徒への校内支援体制の整備を図ります。	子どもの意見募集に係る事業
	（3）子どもの貧困対策の推進	保護者の就労などにより、保育を必要とする小学生が放課後を安心して過ごすことができるよう、放課後児童クラブの受入機能及び夏休みなど長期休業時の居場所を確保するとともに、放課後児童クラブについて安全・安心に過ごすことができる場所としての施設整備に取り組みます。  子どもが放課後を豊かに過ごすことができるよう、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を強化するとともに、各地域のニーズや特性に合わせて放課後児童クラブの特徴を生かした付加価値づくりと連携方策を検討します。  支援を必要とする子どもの個々の状況に応じた発達支援を行い、安全・安心に自分らしく過ごすことができるよう、放課後等デイサービス事業などによる居場所を確保します。	部活動
	（4）配慮を必要とする子ども・若者の支援の充実	特別な支援を必要とする子どもを受け入れる保育所、幼稚園及び認定こども園において、一人ひとりの子どもの発達状況に応じ、専門的な判断に基づき、必要な加配職員の配置に努めます。  医療的ケア児受入マニュアルに基づき、就園前から関係機関と連携し円滑に受け入れを行うとともに、必要な職員の確保に努めます。  保育士等への支援として、引き続き訪問相談を行い、介助員への研修機会を確保し、支援に関わる職員の資質向上に努めます。  園や学校の職員が、子どもの発達の状況に対し正しい理解を深め、子どもへの適切な対応ができるよう、資質と専門性の向上を図る研修会を開催します。  教育と福祉を兼務する教職員（指導主事）を配置することで、保育所、幼稚園及び認定こども園から小学校への就学が円滑に進むよう、相互の連携を図ります。	
		子ども一人ひとりの発達状況を保護者が記録・管理するサポートブック「にじいろの一と」を有効に活用し、園や学校への就園、就学、進学、就労などの転機における関係機関の情報共有を図ります。	
		通級指導教室、特別支援学級それぞれの学びの場において、 <b>保護者と情報共有し</b> 、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」等に基づいた指導・支援を進めるとともに、一人ひとりに必要な合理的な配慮の提供に努めます。	
		集団生活を送る上で支援が必要な子どもに対し、専門家による育ち相談や発達検査を行い保護者の相談に応じるとともに、児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等と連携し、児童発達支援体制の整備、充実を図ります。	
		支援を必要とする障がいのある子どもが、放課後等デイサービス等を利用できるよう、事業所への働きかけを行います。	
		障がいのある子どもが学校を卒業後に、就労や社会への参画ができるよう、関係機関と連携した事業所への働きかけなど就労支援を充実させます。	

亀山市こども計画 新体系による施策一覧表（案）

新体系骨子		新規事業	
基本目標（案）	施策（案）		
(5) 特別な支援・配慮が必要な家庭への支援	臨床心理士、保育士、教員など専門スタッフを配置したこども家庭センターを核に、配慮を必要とする子どもとその保護者や園、学校、医療機関などの関係機関と連携し、情報共有などの支援体制を確保するとともに、職員の専門性の向上に努めます。		
	亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会を中心に、医療機関や園、学校など関係機関との情報共有を図るとともに、要支援・要保護児童のいる家庭への早期からの適切なアプローチに取り組みます。		
	様々な課題が複雑化・多様化する児童虐待に対応できるよう、計画的な研修参加等を通じて子ども総合相談に関わる専門スタッフの専門性の向上を図ります。		
	ヤングケアラーの実態把握を継続して実施するとともに、支援を必要とする子どもに対する相談・支援の機会を拡充させします。		
	児童虐待に関する研修会や広報など様々な機会を通じて市民の理解と意識醸成を図ります。		
	要支援・要保護児童のいる家庭や、家事・育児等に不安を抱える子育て家庭に対し、子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業等による家庭支援を行います。		
	自立的な生活を送ることができるよう、ハローワークとの連携による保護者の就労支援を充実させます。	就労支援	
	不登校や引きこもり等、生きづらさを抱える青少年の自立への支援を行うため、関係機関と連携しながら連絡調整を行い、青少年総合支援センターの機能充実を図るとともに、福祉と教育との連携を密に、青少年に対するきめ細かな支援を継続します。		
	ここでの悩みやメンタルヘルスに関する意識啓発を図るとともに、三重県と連携した心のセンター育成など見守り体制づくりに取り組みます。	子どもの自殺対策の推進	
	地域全体での見守りを担うための人材育成や、子どもに関わる市民・団体の資質向上に取り組むとともに、地域の見守り活動を強化し、子どもたちが安心して外出できる環境を整備します。	青少年健全育成関連事業	
3・保護者が安心して子育てができる環境を確保します	(1) 妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減	障害児福祉手当などの諸制度に基づく給付及び心身障がい者医療費助成などを行うとともに、制度の分かりやすい説明やスマーズな案内ができる体制を整え、障がいのある子どもを持つ世帯の経済的負担の軽減を図ります。	
		課題を抱える子育て家庭の自立支援に向け、一人ひとりの状況に応じた相談支援を実施しながら、生活の困り事や家計状況の整理、就労に向けた準備支援等によりを一體的に支援提供する生活困窮者自立支援事業の充実を図ります。	
		児童扶養手当などの制度に基づく給付や、ひとり親家庭等への医療費助成制度など、経済的な困難家庭に対する福祉、教育などに関する支援策を継続するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減する支援策の検討を行います。	
		子ども医療費助成などの経済的支援制度について、国や近隣市町の動向を注視しつつ、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、これらの支援制度の利用促進及び利便性の向上を図りながら、児童に対する手当の支給や妊婦のための支援を行います。	
		不妊・不育症等に対する経済的負担の軽減を図るため、県の助成に加え治療費の一部を助成します。	
		学齢期を経過した若者の学力保障がなされるよう、経済的理由によって就学が困難と認められる者に対し、県立夜間中学校籍生徒への就学支援を行います。	←1-(2)-(1)から移動
	(2) 地域や関係機関等における子育て支援の充実	保育所、幼稚園及び認定こども園などの施設では補いきれない細やかな子育て世帯へのサポートを担うファミリー・サポート・センターの周知や利用促進などの必要な支援を行います。	
		幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設のあり方を検討し、認可施設への移行など、適切な保育の提供に向けた支援を行います。	
		保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）について、ニーズに応じた実施体制の確保に努めます。	
		不登校、不登校傾向にある児童生徒子どもを持つ保護者への支援として、教育支援センターを中心とした相談機会の拡充と情報提供に取り組みます。	
		ファミリー・サポート・センター事業などの子育て援助事業の利用促進を図ることで、多胎児や年齢の近いきょうだいを抱える子育て世帯の負担軽減につなげます。	
		子育て支援員研修や中央公民館講座等を通じて、地域の人々など子育て世帯の周りで子育てを支えることのできる人材育成に努めるとともに、人材の活用についても検討します。	
		子どもや子育て世帯の抱える課題に対し適切に対応することができるよう、園や学校、民生委員・児童委員、主任児童委員や地域の人々など、子育てに関わる多様な主体の連携の強化を図ります。	
		レスバイト利用も可能とした、子育て短期支援事業の拡充に向けて児童養護施設などの協力機関との連携を図ります。	
		子どもや子育て世帯が地域の歴史や伝統文化、自然やスポーツにふれる機会の充実を図るため、様々な情報発信をするとともに、中央公民館講座を継続して実施します。	
		青少年総合支援センターを核とした関係団体、関係機関との連携の下、地域社会全体で子どもたちの安全・安心を見守る意識の醸成に努めるとともに、市民と行政が一体的に進めるパトロールや通学時の見守り活動等の充実を図ります。	
		子育てにおける様々な機会を捉えて、経済的な困窮や文化的な貧困に関わる課題を抱える世帯を把握し、こども家庭センターでの子ども総合相談につなげます。	削除

亀山市こども計画 新体系による施策一覧表（案）

新体系骨子		新規事業
基本目標（案）	施策（案）	
(2) 地域や関係機関等における子育て支援の充実	地域で潜在化している課題を抱える子育て家庭について、民生委員・児童委員、主任児童委員や福祉委員をはじめ、地域・関係機関との多機関連携による支援が提供できるよう、複合課題相談支援「つながるシート」を活用した包括的な相談支援体制づくりを進めます。を行います。	
	経済的な困窮のみならず、文化的な貧困も含めた家庭に対し、 <b>の生活自立を支援するため</b> 関係機関と連携し、 <b>生活自立を支援します。相談一支援体制の充実を図ります。</b>	
(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	就労等により保護者がいない家庭の小学生の遊びや生活の場を確保するとともに、次代を見据えた人づくりの観点から全小学校区での放課後子ども教室を継続し、地域の教育力を生かして内容の充実を図ります。	
	待機児童の解消を目指し、低年齢児童の受入規模の拡充を図るとともに、小学校入学時における保育の隙間を生じさせない受入体制づくりを進めます。	
	保護者の多様な働き方や、様々な保育需要に対応できるよう、利用ニーズを適切に把握しつつ、休日保育を実施するとともに、病児・病後児保育の実施に向けた体制整備を進めます。	
	子育て世帯が就労しながら協力して子育てを行えるよう、企業等において、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務等の多様な働き方の推進を図るため、育児等に対応するための柔軟な働き方の導入等に関して企業等に働きかけを行います。	
	パパママ教室やパパとあそぼうなどのイベントを充実させ、男女がともに育児に参画することの重要性を周知・啓発します。	
	マタニティ・ハラスマント等が発生しないよう、企業内における研修の開催を働きかけ、支援するとともに、正しい知識の共有、啓発を行います。	
(4) ひとり親家庭への支援	ひとり親世帯等に関する様々な制度改正等に迅速に対応しつつ、情報提供や相談機能を重層化するとともに、ファミリー・サポート・センター事業などの子育て援助機能の活用を促します。	
	ひとり親家庭等が資格等の取得によって安定的な職業に就けるよう、自立支援教育訓練給付金等の制度の積極的な活用を促しつつ職業訓練等の機会の充実を図ります。	
	ひとり親家庭等の経済的自立と子どもの福祉増進を図るため、三重県母子父子寡婦福祉資金制度等の相談や支援などを行います。	
(5) 子育て情報提供の充実	「亀山市公式LINE」を活用した子育てに関する多様な情報発信を行うことで、子育て世帯の交流促進を図ります。	
	外国につながる子どものいる家庭に対し、様々な行政サービスや諸制度についての周知を図るために、インターネット等や無料の専用アプリを用いて、電子版多言語広報「かめやまニュース」を配信するなど、情報提供の充実に努めます。	
	経済的・文化的な貧困による支援が必要な子どもや家庭に対する制度の周知を行うとともに、図るため、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信を行います。うとともに、民生委員・児童委員・主任児童委員や福祉委員からの制度周知を促します。	
	離乳食教室などの各種教室や育児相談などを通じて様々な情報提供を行うとともに、新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施することで、個々のニーズに応じた支援や情報提供を行います。	
	乳幼児の不慮の事故を未然に防ぐため、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行うとともに、適切な応急処置に関する情報提供に努めます。	
	子どもの健康管理や疾病予防に関する子育て世帯の不安を解消できるよう、様々な機会を通じた身近な「かかりつけ医づくり」を推進します。	←1-(1)-(1)へ移動
	限られた医療資源を有効に活用するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう、みえ子ども医療ダイヤルや、救急医療情報システム（医療ネットみえ）の活用に向けた情報提供に努めます。	
	不妊・不育症治療などに対する正しい理解を広めていくため、様々な機会を通じた情報発信と意識啓発に努めます。	